

知多半島医療圏医療救護活動計画

平成 30 年 3 月

(目 次)

知多半島医療圏医療救護活動計画

計画の概要	1
1 大規模災害時における対応	3
2 医療機関の役割	1 2
3 情報収集と共有体制	1 8
4 医療救護チームの活動	3 2
5 医薬品等の確保体制	3 4
6 傷病者等の搬送体制	3 8
7 公衆衛生対策	4 0
8 災害時要配慮者対策	4 2
9 検視検案体制	4 4

計画の概要

(1) 目的

知多半島医療圏は、伊勢湾と三河湾に囲まれた知多半島にあり、北は天白川を挟んで名古屋医療圏、東は衣浦港を挟んで西三河南部西医療圏に隣接している。当医療圏内の患者のうち、平時から、この2つの医療圏の医療機関を受診している者も多い。

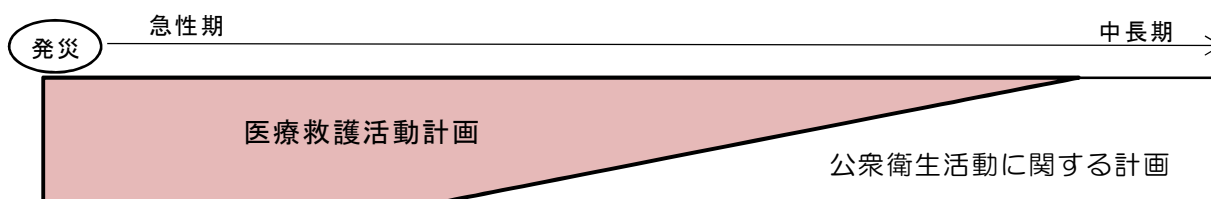
大規模災害発生時には、天白川が渡れない、衣浦大橋や衣浦トンネルが通れないため、知多半島医療圏外の医療機関を受診できなくなり、知多半島医療圏内で医療調整が必要になることが予測される。

南海トラフ巨大地震等による大規模被害を想定し、知多半島医療圏災害医療対策会議（以下「会議」という。）の体制、関係機関との連携、情報共有体制、医薬品等の確保体制、傷病者等の搬送体制等について、知多半島医療圏内における災害医療を円滑に実施するための総合的な計画として策定するものである。

なお、知多半島医療圏内で必要な医療調整ができないときは、全県、全国的な医療調整を愛知県災害医療調整本部（以下「県災害医療調整本部」という。）に依頼する。

(2) 位置づけ

発災直後から避難所が設置されている間の、総合的な医療救護活動計画



【略称】

	正式名称	略称
体制	知多半島医療圏災害医療対策会議 愛知県災害医療調整本部	会議 県災害医療調整本部
病院	半田市立半田病院 愛知県厚生農業協同組合連合会知多厚生病院 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター あいち小児保健医療総合センター	市立半田病院 厚生連知多厚生病院 国立長寿医療研究センター 県あいち小児医療センター

●参考 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等の想定試算結果における被災予測
「理論上最大想定モデル」(抜粋)

出典：平成23年度～25年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害
予測調査報告 愛知県防災会議地震部会(平成27年5月修正)

(1) 震度分布、浸水想定域等

震度、津波高、津波到達時間、浸水面積(市町村別) ケース①

区分	最大震度	最大津波高(m)	最短津波到達時間 津波高30cmの到達 時間(分)	浸水面積 浸水深1cm以上 (ha)	面積(ha) H29.10.1現在 国土地理院「全国市 区町村別面積調」)
半田市	7	3.4	66	688	4,742
常滑市	7	4.3	55	454	5,590
東海市	7	3.3	91	212	4,343
大府市	7	-	-	9	3,366
知多市	7	3.7	74	53	4,590
阿久比町	7	-	-	9	2,380
東浦町	7	2.8	84	481	3,114
南知多町	7	9.5	27	388	3,837
美浜町	7	6.0	36	138	4,620
武豊町	7	3.0	56	73	2,638
愛知県	7	21.0	7	34,991	517,292

注) 最短津波到達時間(津波高30cmの到達時間)は、堤防等の被災による浸水到達時間ではなく津波によるものである。

(2) 人的被害：「理論上最大想定モデル」による想定

(人)

	市町	建物倒壊等		浸水・津波			急傾斜地崩壊等	火災	合計	人口数 あいちの人口 (推計) 月報 (H30.1.1現在)
		(うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	(うち自力脱出困難)	(うち逃げ遅れ)						
死者数	半田市	約600	約40	約200	約100	約30	*	約200	約900	117,533
	常滑市	約300	約10	約200	約100	約100	*	約50	約500	57,512
	東海市	約300	約20	約60	約30	約30	*	約100	約400	112,956
	大府市	約200	約10	*	*	*	*	約10	約200	91,406
	知多市	約300	約20	約10	*	*	*	約60	約400	84,417
	阿久比町	約100	約10	*	*	*	*	約20	約200	28,301
	東浦町	約200	約10	約50	約40	約10	*	約80	約300	49,307
	南知多町	約400	約20	約	約400	約1,000	約10	約30	約1,800	17,929
	美浜町	約300	約20	約80	約50	約30	*	約40	約400	23,084
	武豊町	約400	約30	約40	約30	約10	*	約60	約500	42,762
	知多半島合計	約3,100	約190	約1,940	約750	約1,210	約10	約650	約5,600	625,207
県合計	約14,000	約1,000	約13,000	約5,500	約7,100	約70	約2,400	約29,000	7,530,50	
重傷	知多半島合計	約4,900	約850	約120	—	—	*	約140	約5,000	625,207
	県合計	約23,000	約4,500	約2,500	—	—	約40	約600	約29,000	7,530,50
軽傷	知多半島合計	約11,300	約3,200	約270	—	—	*	約360	約11,900	625,207
	県合計	約67,000	約17,000	約4,900	—	—	約40	約1,500	約74,000	7,530,50

※ *は「被害わずか」を示す。—はデータなし。想定条件：風速5m/s、早期避難率低

※ 下の①～④にしたがって端数処理を行ったため、合計が各項目の和に一致しない場合がある。

①5未満→「*」、②5以上10未満→「一の位を四捨五入」

③100以上1万未満→「十の位を四捨五入」、④1万以上→「百の位を四捨五入」

※ 季節時間帯別で想定した3ケースのうち、「陸側、ケース①、早期避難率低、冬・深夜5時」を記載している。

1 大規模災害時における対応

(1) 県における体制

県は、医療に関する調整が円滑に実施できる体制の確保を図るために、県庁に県災害医療調整本部、県DMA T調整本部、県D P A T調整本部、2次医療圏ごとに地域災害医療対策会議を設置する。

(2) 会議（知多半島医療圏災害医療対策会議）

会議は、県が2次医療圏ごとに設置する地域災害医療対策会議として、知多半島医療圏において、圏域内に震度6弱以上の地震が発生した場合等に設置するものであり、その事務は、医療圏内における医療資源の配置調整及び患者搬送調整に関することなどである。（愛知県災害医療調整本部等設置要綱（以下「要綱」という。）第8条～12条。）

■会議の設置（要綱第8条）

- 知多半島医療圏内において、震度6弱以上の地震が発生した場合
- 災害が発生して、知多半島医療圏としての医療に関する調整が必要となった場合

■地域災害医療コーディネーターの招集及び職員の派遣要請（要綱第8条）

- 会議を設置した場合には、半田保健所長等は、地域災害医療コーディネーターを招集する。
- 会議を設置した場合には、管内の災害拠点病院、市町、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、その他関係機関等に対して、職員の派遣を要請する。

■会議の設置場所（要綱第8条）

- 原則として半田保健所
- 保健所に設置できない場合の候補
 - ・市立半田病院
 - ・厚生連知多厚生病院
 - ・公立西知多総合病院

■会議の所管事務（要綱第9条）

- 知多半島医療圏内における医療資源の配置調整及び患者搬送調整に関すること。
- 知多半島医療圏内の医療機関及び市町の医療支援に関すること。
- 県災害医療調整本部に対する医療支援の要請に関すること。
- DMA T活動拠点本部との連携に関すること。
- その他、上記に必要な情報の収集・分析、調整に関すること。

■会議の組織及び運営（要綱第10条）

- 議長
半田保健所長が議長として会議を統括する。

半田保健所長が議長を行えない場合は、地域中核災害拠点病院（市立半田病院）、地域災害拠点病院（厚生連知多厚生病院、公立西知多総合病院）の順に、その病院に属する地域災害医療コーディネーターが議長を代理するものとする。

- 地域災害医療コーディネーター
知多半島医療圏における災害時の医療提供体制を統括し、調整する業務を行う。
- 知多半島医療圏内の市町、関係機関の職員
各関係機関で収集した情報の提供・共有を行うとともに、各関係機関との連絡調整を行う。
- その他、会議の運営等に必要な事項は、保健所長等が別に定めるものとする。

■会議の事務局(要綱第11条)

- 半田保健所、知多保健所において処理する。

■会議の廃止(要綱第12条)

- 知多半島医療圏内において、市町の区域を越えた医療に関する調整が不要と判断する場合

■関係機関

- 市町
 - ・半田市・常滑市・東海市・大府市・知多市
 - ・阿久比町・東浦町・南知多町・美浜町・武豊町
- 地区医師会
 - ・半田市医師会(半田市)
 - ・東海市医師会(東海市)
 - ・知多郡医師会(常滑市・大府市・知多市・阿久比町・東浦町・南知多町・美浜町・武豊町)
- 地区歯科医師会
 - ・半田歯科医師会(半田市・阿久比町・東浦町・武豊町)
 - ・東海市歯科医師会(東海市)
 - ・知多郡歯科医師会(常滑市・大府市・知多市・南知多町・美浜町)
- 地区薬剤師会
 - ・知多薬剤師会(半田市・阿久比町・東浦町・武豊町)
 - ・西知多薬剤師会(常滑市・東海市・大府市・知多市)
 - ・美浜南知多薬剤師会(南知多町・美浜町)
- 県看護協会地区支部
 - ・知多地区支部
- 災害拠点病院
 - ・地域中核災害拠点病院(市立半田病院)
 - ・地域災害拠点病院(厚生連知多厚生病院・公立西知多総合病院)
災害拠点病院は、被災現場において応急救護を行う救護所や救急病院、救急診療所等との円滑な連携のもとに、災害時における重症患者の適切な医療を確保することを目的に設置される病院(愛知県災害拠点病院設置要綱)
- 災害連携病院、災害支援病院等
 - ・常滑市民病院・小嶋病院・石川病院・医療法人赫和会杉石病院・渡辺病院

- ・ 県あいち小児医療センター
- 消防
 - ・ 常滑市消防本部(常滑市)
 - ・ 東海市消防本部(東海市)
 - ・ 大府市消防本部(大府市)
 - ・ 知多市消防本部(知多市)
 - ・ 知多中部広域事務組合消防本部(半田市・阿久比町・東浦町・武豊町)
 - ・ 知多南部消防組合消防本部(南知多町・美浜町)
 - ・ 知多広域消防指令センター
- 警察
 - ・ 半田警察署(半田市・阿久比町・東浦町・武豊町・南知多町・美浜町)
 - ・ 東海警察署(東海市・大府市)
 - ・ 知多警察署(知多市)
 - ・ 常滑警察署(常滑市)
 - ・ 中部空港警察署(常滑市セントレア)
- その他
 - ・ 自衛隊

● 参考 保健所所管区域等

	半田市	阿久比町	東浦町	武豊町	南知多町	美浜町	常滑市	知多市	大府市	東海市
医師会	半田市 医師会	知多郡医師会								東海市 医師会
歯科医師会	半田歯科医師会				知多郡歯科医師会				東海市 歯科医師会	
薬剤師会	知多薬剤師会				美浜南知多 薬剤師会		西知多薬剤師会			
看護協会	看護協会知多地区支部									
消防本部	知多中部広域事務組合				知多南部消防組合		常滑市 消防本部	知多市 消防本部	大府市 消防本部	東海市 消防本部
警察	半田警察署						常滑警察署 中部空港警察署	知多 警察署	東海警察署	
保健所	半田保健所						知多保健所			

(3) 関係機関の役割

関係機関は、互いに密接に連携し、医療救護活動を実施する。

■市町

自らの公的医療機関において医療活動を行うほか、管内の医療機関の被災等により、必要な医療の提供が困難であると判断される場合は、医療救護所を設置し、必要に応じて地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会等に対して協力を要請して地域の医療体制確保に努めるとともに、管内の病院及び医療救護所等の医療機関、避難所救護の把握、調整に努める。

また、管内の医療ニーズや医療救護活動の実施状況を会議に報告するとともに、自市町による対応が困難な場合は、会議を通じて、県に、医療チーム等の派遣や医薬品供給等の支援を要請する。

■地区医師会

市町からの要請を受け、地区医師会が医療救護班の編制を行う際には、県医師会と連携して医療救護班を編制し、主に市町が設置する医療救護所において、医療救護活動を実施する。

会員医療機関の被災状況や稼働状況等の情報収集を行い、県医師会及び会議等との情報共有を行う。

■地区歯科医師会

市町からの要請を受け、地区歯科医師会が歯科医療救護班の編制を行う際には、県歯科医師会と連携して歯科医療救護班を編制し、主に市町が設置する医療救護所において、歯科医療救護活動を実施する。

会員歯科医療機関の被災状況や稼働状況等の情報収集を行い、県歯科医師会及び会議等との情報共有を行う。

■地区薬剤師会

市町からの要請を受け、地区薬剤師会が薬剤師班の編制を行う際には、県薬剤師会と連携して薬剤師班を編制し、医薬品等集積所での在庫管理、救護所等での服薬指導等を行う。

■看護協会知多地区支部

県からの要請を受け、看護協会知多地区支部が看護師等救護班の編制を行う際には、県看護協会と連携して看護師等救護班を編制し、市町が設置する医療救護所や被災した医療機関等において、医療救護活動を実施する。

■医療機関（後述）

■消防

市町災害対策本部と連携して、消火活動（優先：発災直後）・救助・救急活動を実施し、会議等との情報共有を行う。

また、会議において確保された医療機関へ患者搬送を行う。

■警察

救出活動、緊急交通路の確保を行い、会議等との情報共有を行う。

● 参考 愛知県災害医療調整本部等設置要綱（抜粋）

（目的）

第1条 この要綱は、県内に大規模災害が発生した際に、医療に関する調整が円滑に実施できる体制の確保を図るために、愛知県地域防災計画に基づき愛知県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の下に設置する、愛知県災害医療調整本部（以下「災害医療調整本部」という。）、2次医療圏単位で設置する愛知県地域災害医療対策会議（以下「地域災害医療対策会議」という。）及び愛知県地域防災計画及び日本DMAT活動要領に基づき設置する愛知県DMAT調整本部（以下「DMAT調整本部」という。）並びに愛知県DPAT調整本部（以下「DPAT調整本部」という。）の、組織及び運営に関して必要な事項を定める。

（地域災害医療対策会議の設置）

第8条 別表に規定する2次医療圏ごとの基幹となる保健所長等（以下「保健所長等」という。）は、各2次医療圏内において、震度6弱以上の地震が発生した場合、若しくは災害が発生して2次医療圏としての医療に関する調整が必要となった場合に、地域災害医療対策会議を設置し、地域災害医療コーディネーターを招集するとともに、管内の災害拠点病院、市町村、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、その他関係機関等に対して、職員の派遣を要請する。なお、地域災害医療対策会議の設置場所については、保健所長等が別に定める。

（地域災害医療対策会議の所管事務）

第9条 地域災害医療対策会議は、次の事務をつかさどる。

- （1）各2次医療圏内における医療資源の配置調整及び患者搬送調整に関すること。
- （2）各2次医療圏内の医療機関及び市町村の医療支援に関すること。
- （3）災害医療調整本部に対する医療支援の要請に関すること。
- （4）DMAT活動拠点本部との連携に関すること。
- （5）その他、上記に必要な情報の収集・分析、調整に関すること。

（地域災害医療対策会議の組織及び運営）

第10条 地域災害医療対策会議は、保健所長等が議長として統括するとともに、次により構成する。

（1）地域災害医療コーディネーター

各2次医療圏における災害時の医療提供体制を統括し、調整する業務を行う。

（2）各2次医療圏内の市町村、関係機関の職員

各関係機関で収集した情報の提供・共有を行うとともに、各関係機関との連絡調整を行う。

2 保健所長等は、地域災害医療対策会議の設置や運営が円滑に行われるよう、平常時より、事前に、被災等により自身が不在の場合に議長の代理をする者を指定しておくなどの対策を講じるものとする。

3 その他、地域災害医療対策会議の運営等に必要な事項は、保健所長等が別に定めるものとする。

（地域災害医療対策会議の事務局）

第11条 地域災害医療対策会議の事務局は、各2次医療圏内の保健所（名古屋医療圏においては名古屋市健康福祉局）において処理する。

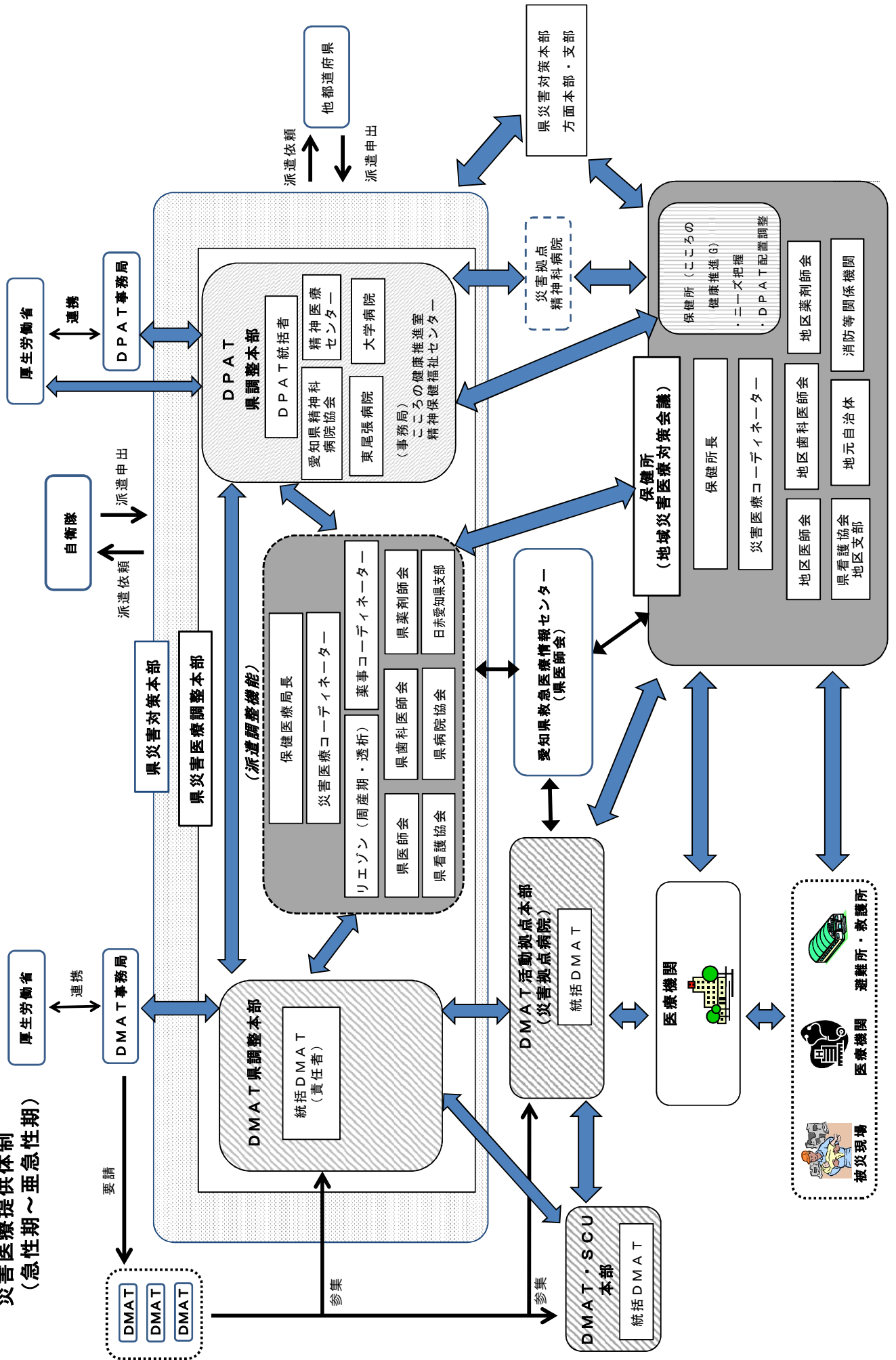
(地域災害医療対策会議の廃止)

第12条 保健所長等は、所管する2次医療圏内において、地域災害医療対策会議による市町村の区域を越えた医療に関する調整が不要と判断する場合に、地域災害医療対策会議を廃止する。

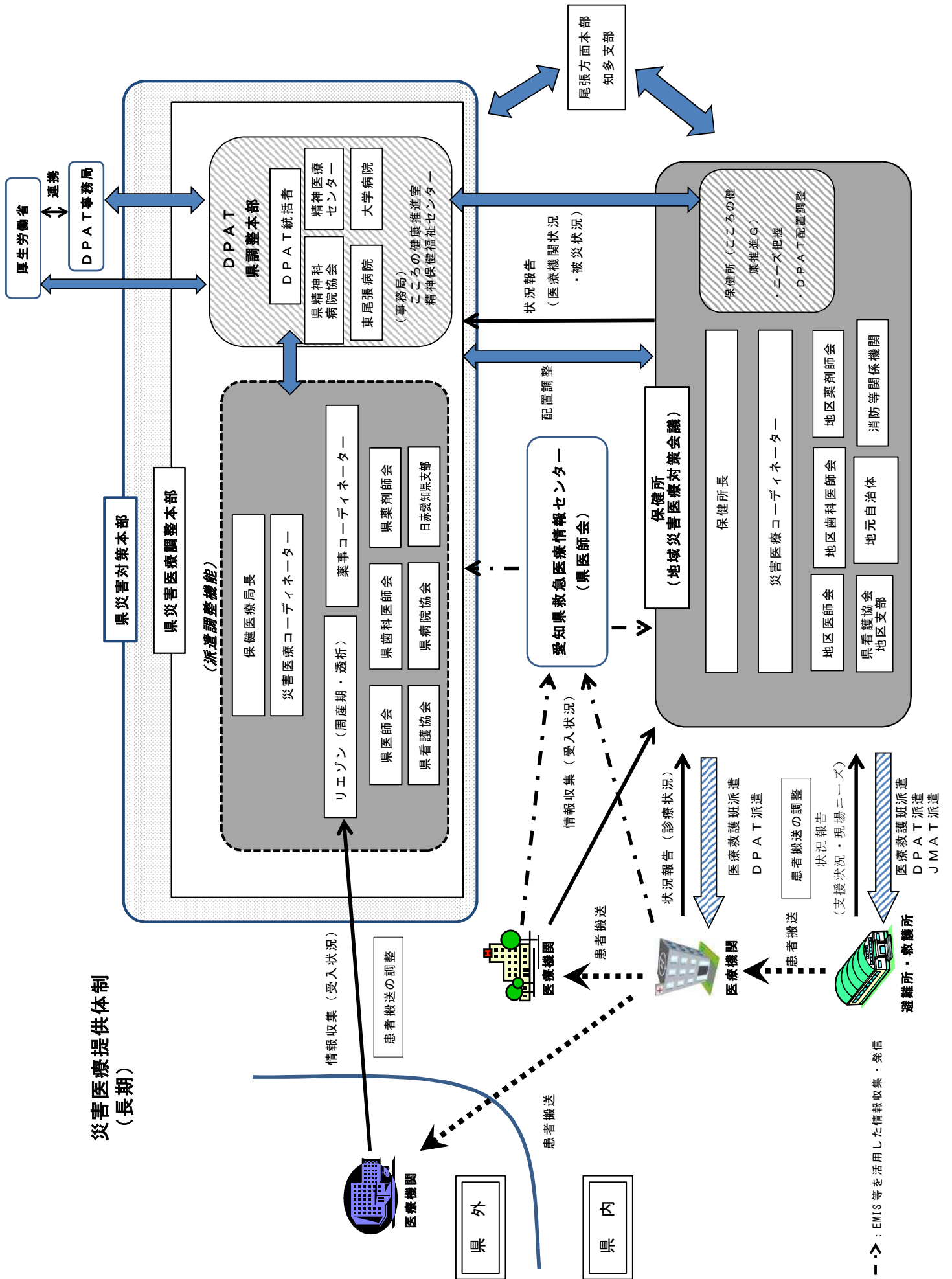
別表

2次医療圏	基幹となる保健所長等
名古屋医療圏	名古屋市健康福祉局参事（保健）
海部医療圏	津島保健所長
尾張中部医療圏	清須保健所長
尾張東部医療圏	瀬戸保健所長
尾張西部医療圏	一宮保健所長
尾張北部医療圏	春日井保健所長
知多半島医療圏	半田保健所長
西三河北部医療圏	衣浦東部保健所長
西三河南部東医療圏	西尾保健所長
西三河南部西医療圏	衣浦東部保健所長
東三河北部医療圏	新城保健所長
東三河南部医療圏	豊川保健所長

災害医療提供体制
(急性期～亜急性期)

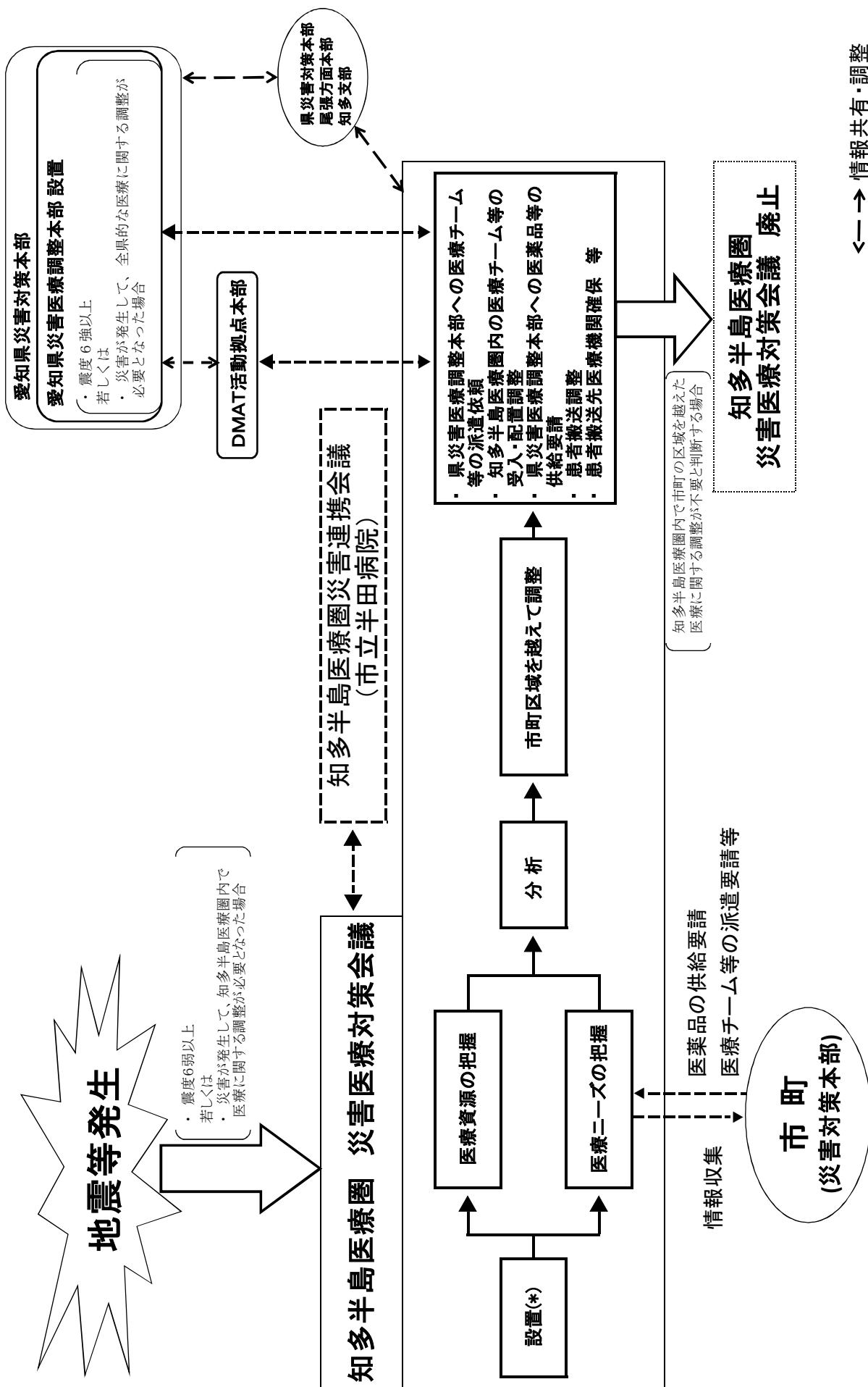


災害医療提供体制 (長期)



→ : EMIS 等を活用した情報収集・発信

災害時における知多半島医療圏の対応について



← → 情報共有・調整

設置(*)：地域災害医療コーディネーターの招集及び関係機関等の職員の派遣要請

2 医療機関の役割

(1) 各医療機関の役割

■災害拠点病院

災害時における医療救護活動の拠点となる災害対応力を備えた県が指定する病院であり、災害時においては、広域医療搬送・地域医療搬送の拠点であるとともに、主に重症者の受入・治療機能を担う。

知多半島医療圏には、地域中核災害拠点病院として市立半田病院、地域災害拠点病院として厚生連知多厚生病院及び公立西知多総合病院がある。

■災害連携病院

入院又は緊急手術を要する救急患者の医療を担う2次救急病院で、災害時においては、主に中等症者の受入・治療機能及び地域医療搬送を担う。

■災害支援病院・診療所

専門医療機関として、災害時においては、主に透析患者、精神疾患患者、小児・周産期医療患者等の受入・治療機能を担う。

■その他の病院・診療所

災害時においては、主に軽症者の受入・治療機能、慢性疾患患者の対応機能を担う。

■医療救護所

災害時においては、主に傷病者のトリアージ機能を担うとともに、地域の傷病者等の応急処置、軽症者への医療提供を行う。(設置等の詳細については、「(2) 医療救護所について」参照)

(2) 医療救護所について

医療救護所について具体的な規定はないが、県内における共通的事項として、次の項目が想定される。

ア 設置の目安

市町は、次の基準を目安に、地域の実情に応じて医療救護所を設置する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○管内の医療機関における診療能力を超える傷病者が発生したとき若しくはそのおそれがあるとき○管内の医療機関の被災により、必要な医療を提供できないとき若しくはそのおそれがあるとき |
|--|

イ 設置場所

市町は、被災状況に応じて医療救護所を設置する。

● 参考：各市町の救護所設置場所

半田市	6ヶ所	半田市医師会館・青山中学校・成岩中学校・半田中学校・乙川小学校・亀崎小学校
常滑市	4ヶ所	青海中学校・常滑市体育館・南陵中学校・常滑東小学校
東海市	6ヶ所	名和中学校、上野中学校、平洲中学校、富木島中学校、横須賀中学校、加木屋中学校
大府市	10ヶ所	大府公民館・石ヶ瀬会館・横根公民館・神田公民館・北山公民館 東山公民館・共長公民館・長草公民館・吉田公民館・森岡公民館
知多市	5ヶ所	八幡中学校・知多中学校・旭南中学校・東部中学校・中部中学校
阿久比町	1ヶ所	阿久比町保健センター
東浦町	6ヶ所	森岡小学校・緒川小学校・卯ノ里小学校・片葩小学校・生路小学校 ・藤江小学校
南知多町	1ヶ所	南知多町保健センター
美浜町	2ヶ所	河和中学校・野間中学校
武豊町	5ヶ所	保健センター・(医) 榊原整形外科・ちゅうや整形外科・すこやか クリニック・内科外科渡辺医院

ウ 期待される主な機能

■ 発災直後

- ・地域の傷病者等の応急処置
- ・傷病者のトリアージ

■ 発災後概ね3日目以降

- ・慢性期疾患対応
- ・健康相談
- ・薬剤管理
- ・避難所等への巡回診療

エ 廃止の目安

市町は、管内の医療機関において必要な医療を提供できると判断されるときに、地域の実情に応じて、医療救護所を廃止する。

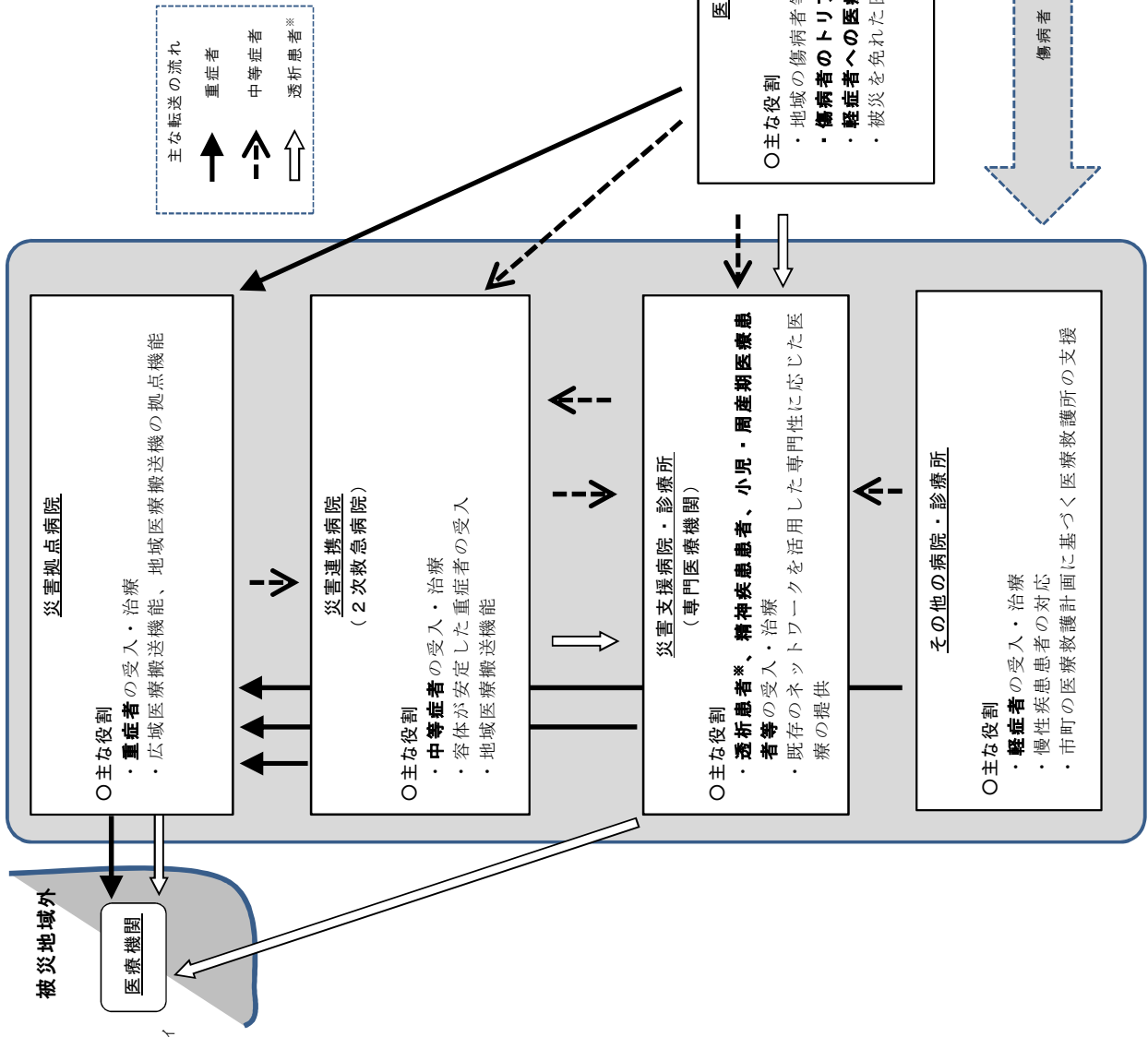
オ 住民への周知等

市町は、医療救護所を設置した場合は、住民に周知し、災害拠点病院等への患者の集中防止を図る。

また、医療救護所の設置・廃止については、会議を通じて県災害医療調整本部へ報告する。

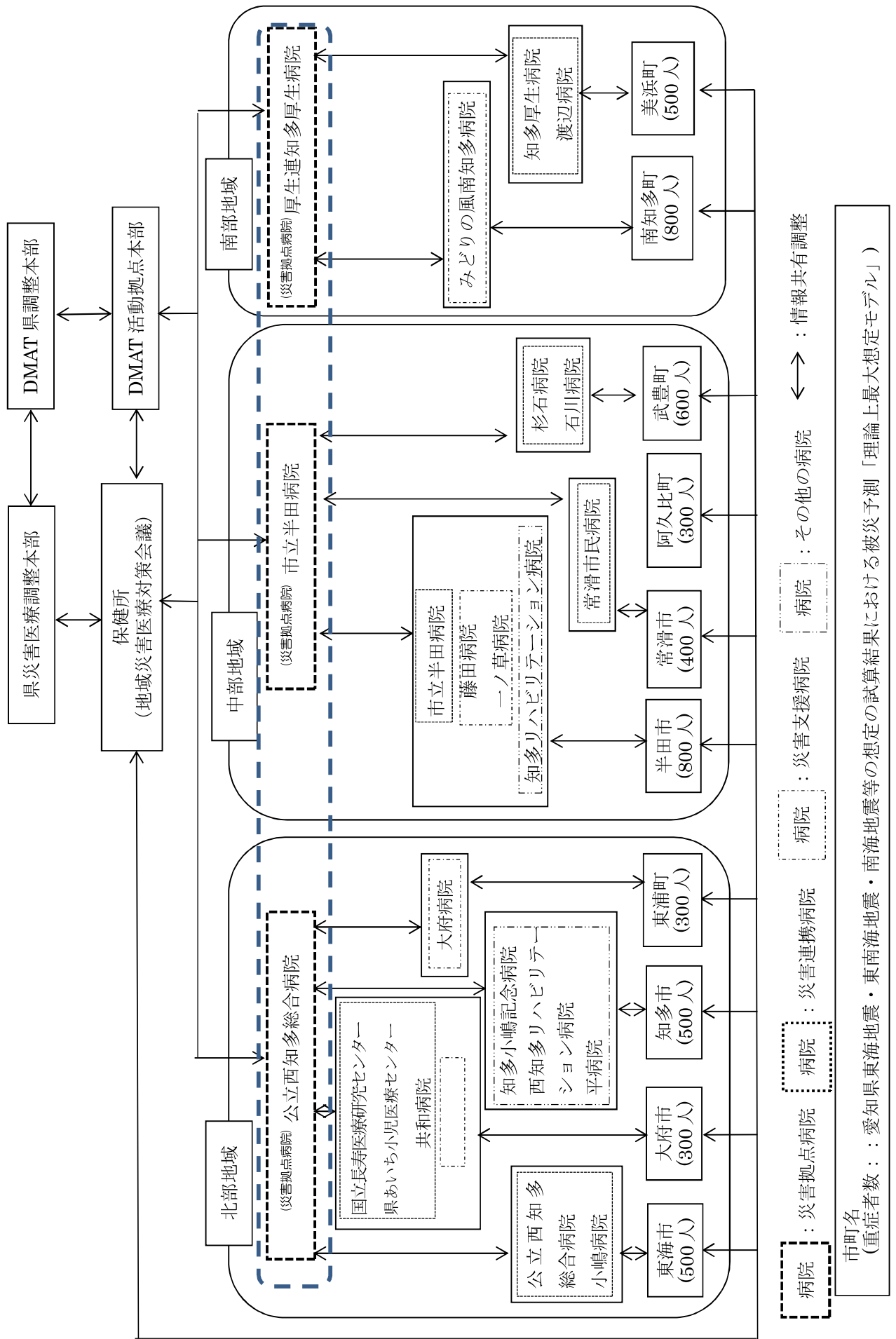
避難所についても、災害拠点病院等に生活を求めて住民が集中することにより中等症や重症患者に医療を提供できなくなることがないように設置を住民に周知することを徹底する。

機能	医療機関名 (順不同)
災害拠点病院	市立半田病院、公立西知多総合病院、厚生連知多厚生病院
災害連携病院 (2次救急病院)	(病院群輪番制参加病院) 常滑市民病院、小嶋病院、渡辺病院、石川病院、医療法人 赫和会杉石病院
災害支援病院・診療所 (専門医療機関)	(搬送協力医療機関) 国立長寿医療研究センター、県あいち小児医療センター (透析患者受入医療機関) 市立半田病院、常滑市民病院、公立西知多総合病院、県あ いち小児医療センター、知多小嶋記念病院、医療法人赫和 会杉石病院、半田東クリニック、半田共立クリニック、半 田クリニック、東海クリニック、大府クリニック、東海知 多クリニック、メデイカルサテライト知多、知多サザンク クリニック、阿久比クリニック、於大クリニック阿久比、於 大クリニック、美浜クリニック (小児・周産期医療患者受入医療機関) 市立半田病院、医療法人双葉会藤田病院、県あいち小児医 療センター、厚生連知多厚生病院、ふたばクリニック、広 川レディースクリニック、産院いしがせの森、友田クリニッ ク、原田レディースクリニック、広渡レディースクリニック、 かとう助産院 (精神疾患患者受入医療機関) 医療法人一草会一ノ草病院、医療法人共和会共和病院、医 療法人寿康会大府病院、みどりの風南知多病院 知多リハビリテーション病院、西知多リハビリテーション 病院、医療法人平病院、有床診療所、診療所、歯科診療所、 薬局



災害時における医療機関・医療救護所の役割分担について

知多半島医療圏内の連携体制



病院（大規模災害における道路状況）

1km

(順不同)

市町名	病 院	地図 No
半田市	知多リハビリテーション病院	10
	医療法人一草会 一ノ草病院	11
	医療法人双葉会 藤田病院	12
	市立半田病院	13
常滑市	常滑市民病院	14
東海市	小嶋病院	5
	公立西知多総合病院	6
大府市	医療法人共和会 共和病院	1
	国立長寿医療研究センター	2
	県あいち小児医療センター	3
知多市	知多小嶋記念病院	7
	西知多リハビリテーション病院	8
	医療法人 平病院	9
東浦町	医療法人寿康会 大府病院	4
南知多町	みどりの風 南知多病院	19
美浜町	厚生連知多厚生病院	17
	渡辺病院	18
武豊町	石川病院	15
	医療法人赫和会 杉石病院	16

○ 半田運動公園

大規模災害発生直後想定される

通行不可道路状況（..... 区間）

- ・ 知多半島道路：全線
- ・ 知多横断道路(セントレアライン)：全線
- ・ 伊勢湾岸自動車道：全線
- ・ 国道 247 号線：全線
名和北～下畑を除く
多屋～西浦南小東を除く
- ・ 国道 366 号線：全線
- ・ 西知多産業道路：全線
- ・ 国道 155 号線：
横須賀 IC～横須賀小学校北
- ・ 地方道 252 号線
北畑～新舞子～多屋町
5～木場～西浦南小東
- ・ 地方道 275 号線：
美浜町役場～河和駅前

* 上記の道路は、第1次緊急輸送道路あるいは第2次緊急輸送道路に該当しているが、防災学習システムより、津波による浸水又は液状化により、通行不可と予測される。

また、高速道路は、発災直後、道路法第46条に基づき道路管理者による通行止め、道路の損壊等に関する調査、通行可能路線の把握・警察庁への情報集約、警察庁による路線選定・緊急通行路の通知・災害対策基本法第76条に基づく通行禁止規制の実施がされ、緊急通行路として走行できるまでに時間がかかると想定される。



透析医療機関（大規模災害における道路状況）

（順不同）

市町名	病 院	地図 No.
半田市	半田東クリニック	12
	半田共立クリニック	13
	市立半田病院	14
	半田クリニック	15
常滑市	常滑市民病院	16
東海市	東海クリニック	3
	公立西知多総合病院	4
大府市	大府クリニック	1
	県あいち小児医療センター	2
知多市	知多小嶋記念病院	6
	東海知多クリニック	7
	メディカルサテライト知多	8
	知多サザンクリニック	9
阿久比町	阿久比クリニック	10
	於大クリニック阿久比	11
東浦町	於大クリニック	5
美浜町	美浜クリニック	18
武豊町	医療法人赫和会 杉石病院	17

○半田運動公園

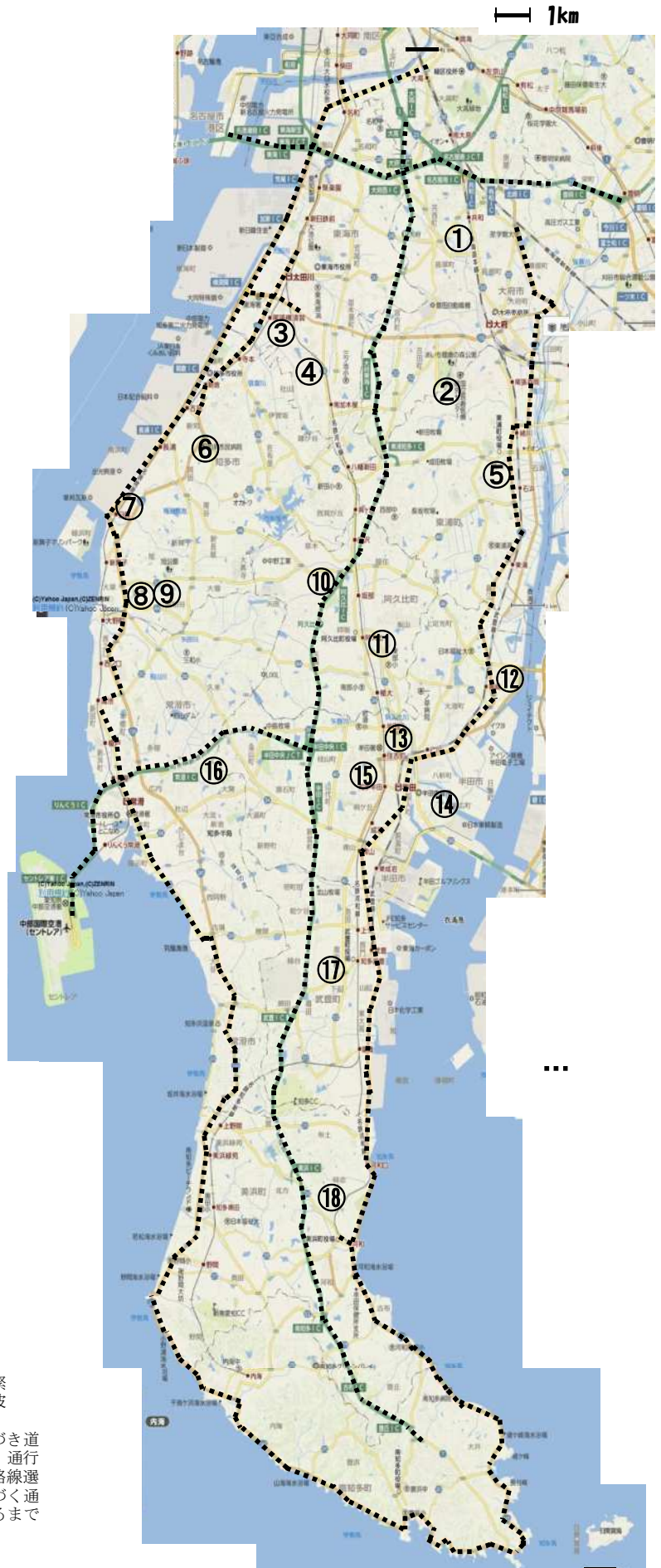
大規模災害発生直後想定される

通行不可道路状況（..... 区間）

- ・ 知多半島道路：全線
- ・ 知多横断道路（セントライン）：全線
- ・ 伊勢湾岸自動車道：全線
- ・ 国道 247 号線：全線
名和北～下畑を除く
多屋～西浦南小東を除く
- ・ 国道 366 号線：全線
- ・ 西知多産業道路：全線
- ・ 国道 155 号線：
横須賀 IC～横須賀小学校北
- ・ 地方道 252 号線
北畑～新舞子～多屋町
5～木場～西浦南小東
- ・ 地方道 275 号線：
美浜町役場～河和駅前

* 上記の道路は、第1次緊急輸送道路あるいは第2次緊急輸送道路に該当しているが、防災学習システムより、津波による浸水又は液状化により、通行不可と予測される。

また、高速道路は、発災直後、道路法第46条に基づき道路管理者による通行止め、道路の損壊等に関する調査、通行可能路線の把握・警察庁への情報集約、警察庁による路線選定・緊急通行路の通知・災害対策基本法第76条に基づく通行禁止規制の実施がされ、緊急通行路として走行できるまでに時間がかかると想定される。



周産期医療機関（大規模災害における道路状況）

1km

分娩を実施している医療機関

(順不同)

市町名	病院	地図 No
半田市	半田市立半田病院	10
	医療法人双葉会 藤田病院	9
	医療法人双葉会ふたばクリニック	8
	かとう助産院	7
大府市	県あいち小児医療センター	3
	広川レディスクリニック	1
	産院いしがせの森	2
知多市	友田クリニック	6
	原田レディースクリニック	4
阿久比町	広渡レディスクリニック	5
美浜町	厚生連知多厚生病院	11

○ 半田運動公園



大規模災害発生直後想定される

通行不可道路 (..... 区間)

- ・ 知多半島道路：全線
- ・ 知多横断道路(セントレアライン)：全線
- ・ 伊勢湾岸自動車道：全線
- ・ 国道 247 号線：全線
名和北～下畑を除く
多屋～西浦南小東を除く
- ・ 国道 366 号線：全線
- ・ 西知多産業道路：全線
- ・ 国道 155 号線：
横須賀 IC～横須賀小学校北
- ・ 地方道 252 号線
北畑～新舞子～多屋町 5～木場～
西浦南小東
- ・ 地方道 275 号線：
美浜町役場～河和駅前

* 上記の道路は、第 1 次緊急輸送道路あるいは第 2 次緊急輸送道路に該当しているが、防災学習システムより、津波による浸水又は液状化により、通行不可と考えられる。

また、高速道路は、発災直後、道路法 4 6 条に基づき道路管理者による通行止め、道路の損壊等に関する調査、通行可能路線の把握・警察庁への情報集約、警察庁による路線選定・緊急通行路の通知・災害対策基本法の第 7 6 条に基づく通行禁止規制の実施がされ、緊急通行路として走行できるまでに時間がかかると想定される。

3 情報収集と共有体制

大規模災害発災時は、関係機関においては、広域災害救急医療情報システム(EMIS)、県高度情報通信ネットワーク、衛星電話、災害時優先携帯電話等、使用可能なあらゆる手段を使って被災状況等の把握や共有を図るものとする。

(1) 情報伝達手段

- 通信手段
 - ・ 愛知県高度情報通信ネットワーク
防災行政無線電話・防災行政無線 FAX
(保健所においては同一回線のため同時使用不可)
防災用グループウェア
 - ・ 災害時優先携帯電話(音声通話・データ通信)
 - ・ 衛星電話
 - ・ 愛知県医師会無線

- 情報収集システム
 - ・ 県防災情報システム、県道路情報システム 他(県高度情報通信ネットワーク)
 - ・ EMIS(広域災害救急医療情報システム Emergency Medical Information System)
 - ・ 愛知県医師会災害時安否確認システム

- 関係機関別利用可能通信手段
(別冊 知多半島医療圏災害医療対策会議 関係機関連絡先(取扱注意))

(2) 医療救護活動に関する情報等

- 病院の状況
病院は、EMIS を活用して稼働状況や支援ニーズ情報、DMATや医療救護班等の派遣情報等を報告する。
EMIS が活用できないときは、様式1「EMIS 代行入力用紙：緊急時入力」及び様式2「EMIS 代行入力用紙：詳細入力」により、会議または、該当市町を通じて会議へ報告し、会議はその情報を代行入力する。

- 医療救護所・避難所の状況
市町は、医療救護所や避難所の稼働状況等を会議へ報告する。
EMIS 入力の様式3「救護所開設状況調査表」及び様式4「避難所開設状況調査表」を活用する。

○ 医療機関（病院を除く）の状況

地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会は、各医療機関の被災・稼働状況を市町へ報告する。

市町は、管内の医療機関の被災・稼働状況を会議へ報告する。

○ 道路の状況

- ・ 警察は、緊急交通路の確保、道路交通情報を提供する。
- ・ 会議は、防災情報システム及び道路情報システムを活用して情報収集する。

(3) 情報の共有体制

○ 県災害医療調整本部

- ・ 各地域災害医療対策会議からの報告や、県災害医療調整本部が収集した情報を集約する。
- ・ 県災害医療調整本部内で県DMAT調整本部等と情報を共有する。
- ・ 収集した全県的な情報等について、各地域災害医療対策会議へ提供する。

○ 会議（知多半島医療圏災害対策会議）

- ・ 市町及び地域の医療関係機関からの報告や、自ら収集した情報を集約し、適宜、EMISの代行入力、県災害医療調整本部への報告を行うとともに、市町等の関係機関と情報を共有する。
- ・ 高度情報通信ネットワーク及び市町等から収集した情報並びに県災害対策本部尾張方面本部知多支部及び市町災害対策本部から収集した情報を関係機関と共有する。
- ・ DMAT活動拠点本部とも情報を共有する。

○ 市町

- ・ 管内の医療機関等の被災・稼働状況を把握した場合は、会議へ報告する。
- ・ 避難所・医療救護所の医療に関する状況を、会議へ報告する。
- ・ 被災が甚大で、会議が立ち上がっていない場合の報告は、県災害医療調整本部へ行う。
- ・ 人的被害、住家被害等被災状況等の把握した情報を、高度情報通信ネットワークを活用して情報提供する。

○ 災害医療対策会議（保健所）から各市町への問い合わせ先

市町名	問い合わせ先	電 話	FAX	メールアドレス
半田市	保健センター	0569-84-0646	0569-24-3308	hoken-c@city.hand a.lg.jp
常滑市	健康推進課 (保健センター)	0569-34-7000	0569-34-9470	kenko@city.tokona me.lg.jp
東海市	健康推進課 (保健センター)	052-689-1600	052-602-0390	kenkou@city.tokai .lg.jp
大府市	健康増進課 (保健センター)	0562-47-8000	0562-48-6667	hkn-c@city.obu.lg .jp
知多市	健康推進課 (保健センター)	0562-54-1300	0562-55-3838	hokennet@city.chi ta.lg.jp
阿久比町	健康介護課 (保健センター)	0569-48-1111	0569-48-7333	kenko@town.agui.l g.jp
東浦町	健康課 (保健センター)	0562-83-9677	0562-83-9678	kenko@town.aichi- higashiura.lg.jp
南知多町	保健介護課 (保健センター)	0569-65-0711	0569-65-0694	hokai@town.minami chita.lg.jp
美浜町	健康推進課 (保健センター)	0569-82-1111	0569-82-1321	kenkoh_we@town.ai chi-mihama.lg.jp
武豊町	健康課 (保健センター)	0569-72-2500	0569-72-2507	kenko@town.taketo yo.lg.jp

災害発生時からのフェーズ別活動及び情報

		発災～72時間程度		5日目程度以降
		発災～24時間程度	24時間程度～72時間程度	72時間程度～5日間程度
活動	DMAT 県調整本部	DMAT 活動	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関被災・稼働状況の情報収集 医療機関の支援（物資、避難支援等） 医薬品等確保対策（備蓄、流通支援等） 医療救護班の派遣ニーズ集約及び派遣要請 	<ul style="list-style-type: none"> 医療救護班の派遣調整 医療救護活動の実施状況の集約及び関係機関との情報共有 医薬品等確保対策（流通支援）
	県災害医療調整本部	<ul style="list-style-type: none"> EMIS の災害モードへの切替え 県災害医療調整本部設置 医療機関被災・稼働状況の情報収集開始 災害医療コーディネーター及び関係機関の招集 DMAT 派遣要請 医薬品等の需要・供給状況の把握 医療機関の支援（物資） 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関被災・稼働状況の情報収集（EMIS 代行入力含む。） [医療機関稼働状況報告] 医療救護班の派遣ニーズ集約及び派遣要請 医療機関被災・稼働状況の情報収集開始（EMIS 代行入力含む。） 医療救護班の派遣ニーズ収集開始 ライフライン情報収集開始 	<ul style="list-style-type: none"> 医療救護班の派遣調整 医療救護活動の実施状況の集約及び関係機関との情報共有 被災医療機関の復旧支援 医療救護活動終了の検討（公衆衛生活動への移行）
	知多半島医療圏災害医療対策会議 [県災害医療調整本部への報告様式]	<ul style="list-style-type: none"> 地域災害医療対策会議設置[設置状況報告] 地域災害医療コーディネーターの招集 関係機関の職員の派遣要請 医療機関被災・稼働状況の情報収集開始（EMIS 代行入力含む。） 医療救護班の派遣ニーズ収集開始 ライフライン情報収集開始 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関被災・稼働状況の情報収集（EMIS 代行入力含む。） [医療機関稼働状況報告] 医療救護班の派遣ニーズ集約及び派遣要請 医療機関の支援（情報収集・提供） 市町の支援及び連携（医療救護所運営支援、要医療災害時要配慮者情報収集等） DMAT 活動拠点本部との連携（ライフライン情報提供等） EMIS 入力内容 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関被災・稼働状況の配置調整 医療救護活動の実施状況の集約及び関係機関との情報共有 医療救護活動終了の検討（公衆衛生活動への移行）
	病院	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時 EMIS 緊入力内容（EMIS 代行入力含む。） [様式 1] ライフライン状況 被災状況 	<ul style="list-style-type: none"> EMIS 入力内容（EMIS 代行入力含む。） [様式 2] ライフライン状況 被災状況 医療救護所設置状況 設置場所（連絡先、通信手段、連絡員名） 傷病者の状況 医療救護班活動状況（派遣元・活動場所・内容活動（予定）期間） [医療救護班活動状況報告] 医療救護班派遣要請 医療救護班の派遣の必要性・派遣先及び活動内容 派遣希望期間・派遣希望数・医薬品等要請 管内の被災状況 [医療救護班活動状況報告] 医療が必要な災害時要配慮者の状況 要医療災害時要配慮者（透析患者等）の状況 支援の要否→要の場合、その内容 医療機関被災・稼働状況 [医療機関被災・稼働状況報告] 	<ul style="list-style-type: none"> 医療救護活動終了の検討（公衆衛生活動への移行）
	市町		<ul style="list-style-type: none"> 避難所の状況 要医療患者の状況 医療救護班の派遣要請 医薬品等の供給要請 	
	三師会	<ul style="list-style-type: none"> （医療救護所：市町と連携） 		<ul style="list-style-type: none"> （医療機関：稼働）
	消防・警察	<ul style="list-style-type: none"> 道路状況 医療機関の照会 		

情報「県災害医療調整本部への報告様式」

半田保健所：電話 0569-21-3341 FAX0569-24-7142
 災害優先携帯電話 090-5006-8605・090-5610-2056
 ワイドスター090-9021-6669、インマルサット 772581471
 EMIS 入力ができないときは、該当市町に持ち込んでください。

様式 1

EMIS 代行入力用紙：緊急時入力

医療機関名	
状況確認日時	_____年 _____月 _____日 _____時 _____分
担当者	
緊急時入力（発災直後情報）	
倒壊状況	
入院病棟の倒壊、または倒壊の恐れ	有 ・ 無
ライフライン・サプライ状況	
代替手段でのご使用時は、供給「無」または「不足」を選択してください。	
電気の通常の供給	無 ・ 有
水の通常の供給	無 ・ 有
医療ガスの不足	不足 ・ 充足
医薬品・衛生資器材の不足	不足 ・ 充足
患者受診状況	
多数患者の受診	有 ・ 無
職員状況	
職員の不足	不足 ・ 充足
その他支援が必要な状況	
その他 上記以外で支援が必要な理由があれば入力してください。（200 文字以下）	
上記内容（緊急時入力（発災直後情報））の状況を判断した日時を入力してください。	情報取得日時 _____年 _____月 _____日 _____時 _____分
緊急連絡先	
電話番号	
メールアドレス	

受付者 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

EMIS(緊急)1/1

半田保健所：電話 0569-21-3341 FAX0569-24-7142
 災害優先携帯電話 090-5006-8605・090-5610-2056
 ワイドスター090-9021-6669、インマルサット 772581471
 EMIS 入力できないときは、該当市町に持ち込んでください。

様式 2

EMIS 代行入力用紙：詳細入力

医療機関名	
状況確認日時	年 月 日 時 分
担当者	
詳細入力	
施設の倒壊、または倒壊の恐れ	年 月 日 時 分現在日 時反映
入院病棟	有 ・ 無
救急外来	有 ・ 無
一般外来	有 ・ 無
手術室	有 ・ 無
その他 ※上記以外に倒壊、または破損の恐れのある施設の情報を入力してください。(200 文字以内)	
ライフライン・サプライ状況	
	年 月 日 時 分現在日 時反映
電気の使用状況	停電中 ・ 発電機使用中 ・ 正常
残り(発電機使用中の場合)	半日 ・ 1日 ・ 2日以上
水道の使用状況	枯渇 ・ 井戸使用中 ・ 貯水,給水対応中 ・ 正常
残り(貯水・給水対応中の場合)	半日 ・ 1日 ・ 2日以上
医療ガスの使用状況	枯渇 ・ 供給の見込無し ・ 供給の見込有り
残り(供給の見込無しの場合)	半日 ・ 1日 ・ 2日以上
配管破損有無	有 ・ 無
食糧の備蓄状況	枯渇 ・ 備蓄で対応中 ・ 通常の供給
残り(備蓄で対応中の場合)	半日 ・ 1日 ・ 2日以上
医薬品の使用状況	枯渇 ・ 備蓄で対応中 ・ 通常の供給
残り(備蓄で対応中の場合)	半日 ・ 1日 ・ 2日以上
不足している医薬品 ※具体的に不足している医薬品を入力してください。(200 文字以内)	

EMIS(詳細)1/2

医療機関の機能	年 月 日 時 分現在日時反映				
手術可否	不可 ・ 可				
人工透析可否	不可 ・ 可				
現在の患者数状況	年 月 日 時 分現在日時反映				
実働病床数	床				
災害後、受入れた患者数	重症(赤)	人	中等症(黄)	人	
在院患者数	重症(赤)	人	中等症(黄)	人	
今後、転送が必要な患者数	年 月 日 時 分現在日時反映				
重症度別患者数	重症(赤)	人	中等症(黄)	人	
人工呼吸/酸素が必要な患者数、その他の担送/護送者数	人工呼吸	人	酸素	人	担送 人 護送 人
今後、受け入れ可能な患者数	年 月 日 時 分現在日時反映				
重症度別患者数	重症(赤)	人	中等症(黄)	人	
災害時の診療能力 (災害時の受入重症患者数)	人				
人工呼吸/酸素が必要な患者数、その他の担送/護送者数	人工呼吸	人	酸素	人	担送 人 護送 人
外来受付状況、および外来受付時間	年 月 日 時 分現在日時反映				
外来受付状況	受付不可 ・ 救急のみ ・ 下記の通り受付				
時間帯 1	時	分	～	時	分
時間帯 2	時	分	～	時	分
時間帯 3	時	分	～	時	分
職員数	年 月 日 時 分現在日時反映				
医師総数	人				
DMAT 医師数	人				
DMAT 看護師数	人				
業務調整員数	人				
出勤職員数	出勤医師数	人	内、DMAT 隊員数	人	
	出勤看護師数	人	内、DMAT 隊員数	人	
	その他出勤数	人	内、DMAT 隊員数	人	
その他	年 月 日 時 分現在日時反映				
※アクセス状況等、特記事項を入力してください。(200文字以内)					
緊急連絡先					
医療機関名					
担当者					
電話番号					
メールアドレス					

受付者 年 月 日 時 分

EMIS(詳細)2/2

救護所開設状況調査表

市町名:		名称:						(ふりがな)						付随情報
受付時間:		時 分 ~		時 分		要領日時: 月 日 時 分								
所在地:		0歳		1-8歳		9-74歳(妊婦除く)		75歳以上		妊婦		合計		
連絡先:		症例	死亡	症例	死亡	症例	死亡	症例	死亡	症例	死亡	症例	死亡	
追当者:		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
性別/受診者数	男													
	女													
重症度	中等症(トリアージ黄色)以上 歩行不能(被災前からの障害を除く)													
	搬送必要性 診療場所からの搬送が必要な病状 (実施は問わない)													
外傷/環境障害	創傷 創傷、(臓器)損傷													
	骨折 骨折・骨折疑い													
	熱傷 皮膚/気道の熱傷													
	溺水 溺水と低体温症、溺水のエピソード													
高度医療	クラッシュ症候群 身体の長時間圧迫と意識混濁/失禁 /乏尿													
	人工透析 人工透析が必要な急性・慢性腎不全 深部静脈血栓症/肺・脳・冠動脈塞栓													
循環器	呼吸器 呼吸苦、胸痛、失神、下肢の発赤腫 脹(車中治療に続く)													
症状/感染症	発熱 発熱(定義は登録者判断でよい)													
	急性呼吸器感染症 咳、寒気、咽頭痛、発熱等(すべての 症状なくともよい)													
	消化器感染症、食中毒 下痢・嘔吐													
	麻疹疑い 発熱と皮疹													
皮膚	破傷風疑い 開口障害、顎や下顎の硬直(疼痛で 顎が動かない)													
	皮膚疾患(外傷・熱傷以外) 熱傷・外傷以外の皮膚疾患													
慢性疾患	高血圧症 >160/100(いずれかに該当するも の)													
	気管支喘息発作 呼吸困難と喘鳴													
メンタル	災害ストレス関連諸症状 不眠、頭痛、めまい、食欲不振、胃 痛、便秘等													
	緊急のメンタルケアニーズ 自殺企図、問題行動、不穏													
公衆衛生	緊急の介護/看護ケアニーズ 要介護/看護者、身体・精神・知的障 害者													
	緊急の飲料水・食料支援ニーズ 生存に必要な飲料水(3リットル/日)・食料 の不足													
	緊急の栄養支援ニーズ アレルギー食、治療食、宗教食等の 緊急支援必要													
	治療中断 災害による必要な治療の中断 災害関連性なし 災害との関連が明らかでない病態 (医師判断)													
追加症候群														
追加症候群														
その他														
累計患者数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
物資情報(医療関連)	不足: 医療関連物資の過不足を入力してください。													
物資情報詳細	不足している物資(医療関連)があれば、詳細を入力し てください。(200文字以下)													
その他	上記以外で特記事項、または支援が必要な場合はその 理由などを入力してください。(200文字以下)													
追加調査項目														
設置日時		年 月 日 時 分												
設置場所														
設置者	屋内・屋外													
救護所人員		医師	人	看護師	人	その他	人							
派遣要請	有・無	医師	人	看護師	人	その他	人							
	理由													

避難所開設状況調査表

◎は緊急時入力項目 **ボツ体の文字は、大規模災害時初動活動マニュアルの調査項目**

◎ 避難所コード	
◎ 名称	
◎ 所在地	
情報機器（通信手段）	固定電話・FAX・掲示板・メール・携帯電話・衛星電話・他（ ）
◎ 最終更新機関名	
◎ 最終更新日時	
◎ 設営日時	年 月 日 時 分

避難所の概況		(*)は必須項目	
◎ 避難者数	昼 (人)	夜 (人)	
◎ 男	(*)		
◎ 女	(*)		
世帯数	世帯数	屋内	屋外
施設の広さ/スペース密度			
◎ 施設の広さ	(*)	縦 (m)	横 (m)
◎ スペース密度	(*)	過密	適度 余裕
「適度」の目安は1人あたり3.5㎡ (2畳)			
施設の概要図		別紙のとおり (様式なし)	
交通機関 (避難所と外との交通手段)			
避難所と外との交通手段の有無			
現地までの道路状況		孤立	車 公共交通機関

組織や活動			
管理統括・代表者の情報			
◎ 氏名 (立場)	(*)		
◎ 連絡先	(*)	電話	担当
◎ その他のキーパーソン	(*)		
連絡体制/指揮・命令系統			
連絡体制/指揮・命令系統			

自主組織			
◎ 自主組織		有	無
◎ 支援組織	(*)	有	無
支援組織が有の場合、チーム数、人数、職種を入力してください。		チーム数：	
		人数：	
		職種：	
医療の提供状況			
◎ 救護所	(*)	有	無
◎ 巡回診療	(*)	有	無
◎ 地域の医師との連携	(*)	有	無
◎ 保健師の活動	(*)	常駐	巡回 無
歯科医師の活動		有	無
その他の提供状況			

環境的側面			
ライフライン			
◎ 電気	(*)	可	不可
◎ ガス	(*)	可	不可
◎ 水道	(*)	飲料可	利用可 不可
◎ 固定電話	(*)	可	不可
◎ 携帯電話	(*)	可	不可
◎ データ通信	(*)	可	不可

設備状況と衛生面			
洗濯機		無	有 (使用可 使用不可)
冷蔵庫		無	有 (使用可 使用不可)
◎ 冷暖房	(*)	無	有 (使用可 使用不可)
◎ 照明	(*)	無	有 (使用可 使用不可)
◎ 調理設備	(*)	無	有 (使用可 使用不可)
◎ トイレ	(*)	無	有
風呂		無	有 (清掃状況)
喫煙所		無	有 (分煙 無 有)

生活環境の衛生面			
清掃状況		不良	普 良
床の清掃		無	有
ゴミ収集場所		無	有
◎ 屋内土足禁止	(*)	無	有
換気・温度・湿度等 空調管理		不適	適
粉塵		無	有
生活騒音		不適	適
◎ 寝具	(*)	無	有
寝具乾燥対策		無	有
◎ ペット対策	(*)	無	有
ペットの収容場所		無	有

表面

食事の供給					
◎	飲料水（調理用水は除く） 「十分」の目安は1日1.5L	(*)	十分	不足	無
	1日の食事回数		1回	2回	3回
◎	食事量・配給 「十分」の目安は1日1900キロカロリー	(*)	十分	不足	無
	炊き出し		無	有	
	残品処理		無	有	
配慮を要する人					
配慮を要する人（人）					
◎	高齢者	(*)	総数	うち75歳以上	
				うち要介護認定者数	
◎	妊婦	(*)	総数	うち妊婦健診受診困難者数	
◎	産婦	(*)	総数		
◎	乳児	(*)	総数		
◎	幼児・児童	(*)	総数	うち身体障害児	
				うち知的障害児	
				うち発達障害児	
◎	障害者	(*)	総数	うち身体障害者	
				うち知的障害者	
				うち発達障害者	
				うち精神障害者	
◎	難病患者	(*)	総数		
◎	在宅酸素療養者	(*)	総数		
◎	人工透析者	(*)	総数		
◎	アレルギー疾患児・者	(*)	総数		
	対応・特記事項 「配慮を要する人」について、対応・特記事項等あれば入力してください。				
服薬者数					
服薬者数					
	服薬者（人）		総数	うち高血圧治療薬	
				うち糖尿病治療薬	
				うち向精神薬	
	対応・特記事項 「服薬者」について、対応・特記事項等あれば入力してください。				
有症状者数（人）					
	感染症症状	総数	うち乳児・ 幼児	うち妊婦	うち高齢者
	下痢				
	嘔吐				
	発熱				
	咳				
	その他				
	便秘				
	食欲不振				
	頭痛				
	不眠・不安				
	対応・特記事項 「有症状者数（感染症症状/その他）」について、対応・特記事項等あれば入力してください。				
防疫的側面					
防疫的側面					
◎	胃腸炎様症状（下痢、嘔吐など）	(*)	多数	有	無
◎	風邪様症状（咳・発熱など）	(*)	多数	有	無
◎	その他（麻疹など）	(*)	多数	有	無
	対応・特記事項 「防疫的側面」について、対応・特記事項等あれば入力してください。				
まとめ					
全体の健康状態					
全体の健康状態					
活動内容					
アセスメント					
課題/申し送り					
◎	活動記録				
◎	日時	年 月 日 時 分			
◎	内容				
避難の勧告・指示の種別及び日時		（勧告 指示 自主）		年 月 日 時 分	
報告者					

裏面

医療機関被災・稼働状況報告(三師会⇒市町⇒知多半島医療圏災害医療対策会議)

市町名	
担当課	
職氏名	

医師会 ・ 歯科医師会 ・ 薬剤師会 年 月 日 () 時 分現在

	医療機関名	該当欄に○を付けてください												備考欄 (連絡先等)		
		安否		建物被害		電話の使用		電気の使用		ガスの使用		水道の使用			機能	
		無事	怪我等	有	無	可	不可	可	不可	可	不可	可	不可		有	無
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																

半田保健所

■地域災害医療対策会議の設置状況（報告様式）

（地域災害医療対策会議→県災害医療調整本部）

地域災害医療対策会議設置状況報告 様式

年 月 日 時刻（ : ）現在

地域災害医療対策会議名	
設置日時	
設置場所及びその被災状況	
報告者職・氏名	
利用可能な通信ツール及び連絡先	
参集状況	
活動状況	
把握した情報	
今後の活動予定	
その他（必要な支援等）	

■医療機関の稼働状況について（報告様式）

（地域災害医療対策会議→県災害医療調整本部）

医療機関稼働状況報告 様式

年 月 日 時刻（ : ）現在

報告者

地域災害医療対策会議名	知多半島医療圏災害医療対策会議
職・氏名	
連絡先	

1 管内医療機関（災害拠点病院を除く病院）状況

病院数	把握病院数	支援要病院数	必要な支援の内容						
			それ 倒壊・破損のお それ	不可・不足	ライフライン・ サプライの使用	患者受入困難	職員の不足	転送要患者有	その他

2 支援の必要な病院の状況

病院名	支援の必要な内容																		
	倒壊・破損のおそれのある施設・箇所				ライフライン・サプライ				患者受入困難		職員の不足	転送要患者有				その他			
	入院棟	救急外来	一般外来	手術室	電気	水道	医療ガス	食糧	医薬品	受け入れた患者数	在院患者数	出勤職員数	重症	中等症	人工呼吸	酸素	担送	護送	特記事項

■医療救護班について（報告様式）

（市町→地域災害医療対策会議 ←→県災害医療調整本部）

医療救護班活動状況報告 様式

報告		報告	
市町名		地域災害医療対策会議名	
職・氏名		職・氏名	
連絡先		連絡先	
年 月 日（ ） 時刻（ : ）現在		年 月 日（ ） 時刻（ : ）現在	

1 医療救護班活動状況

市町	活動場所	活動内容	救護班の属性							活動期間 （予定）
			救護班 の派遣元	チーム名	人数	内訳				
						医師	看護師	薬剤師	その他	

2 医療救護班の派遣要望

市町	チーム数	活動場所	活動内容（医療ニーズ）	派遣に関する特記事項 （医師数、看護職数、薬剤師数、 その他医療職数、被災状況等）

4 医療救護チームの活動

大規模災害発生時、当医療圏内で医療の調整ができない場合は、知多半島医療圏外から各種の医療チームが支援に来る。会議はこれらの医療チームと連携して医療救護活動にあたらなければならない。

1 DMATの活動

DMATは、医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多数の傷病者が発生した事故などの現場で急性期（おおむね48時間以内）に活動できる機動性を持った専門的な医療チームで、現場の医療だけでなく、災害時に多くの患者が運ばれる被災地の病院支援や、大地震で多数の重症患者が発生した際に被災地外に搬送する広域医療搬送など、機動性、専門性を生かした多岐にわたる医療的支援を行う。

知多半島医療圏では、市立半田病院、厚生連知多厚生病院及び公立西知多総合病院がDMAT指定医療機関となっている。

2 医療救護チーム（JMAT）の活動

医療救護チームは、医師や看護師、薬剤師、事務調整員等で構成され、救護所での診療や巡回診療などを実施し慢性期医療を担当する。被災地の地元医療・保健機関にスムーズに引継ぎ、地元の医療体制再建の助力となることを最終目的としている。

日本医師会がその任を担う。

3 DPATの活動

DPATは、既存の精神医療システムの機能の補完、災害のストレスによって新たに生じた精神的問題を抱える一般住民への対応、支援者（地域の医療従事者、救急隊員、行政職、保健職等）の支援等を行う。

4 災害支援ナースの活動

災害支援ナースは、被災した看護職の心身の負担を軽減し支えるよう努めるとともに、被災者が健康レベルを維持できるように、被災地で適切な医療・看護を提供する役割を担う看護職のことであり、原則として被災した医療機関、社会福祉施設、避難所で活動を行う。

日本看護協会及び愛知県看護協会がその任を担う。

5 歯科医師会の活動

急性期には災害拠点病院を中心とする救急医療活動や各地に設置される避難所や応急救護所での医療活動に協力する。

災害歯科保健医療活動では、市町が設営する避難所や応急救護所で歯科保健医療活動と口腔ケア実施活動を進める。

長期的には必要に応じて仮設歯科診療所での歯科診療や巡回歯科診療を行う。

身元確認活動では所轄警察署の要請に基づき身元確認活動に参加する。

6 薬剤師会の活動

薬剤師は、医療救護所にて医薬品等の在庫管理、医師や看護師等に医薬品使用に関する情報提供、調剤及び服薬指導を行う。

また、避難所にて一般用医薬品の分類、管理、供給を行い、支援医薬品等集積所にて集積医薬品等の仕分けを含む管理、行政担当者への連絡を行う。

愛知県薬剤師会がその任を担う。

7 保健師の活動

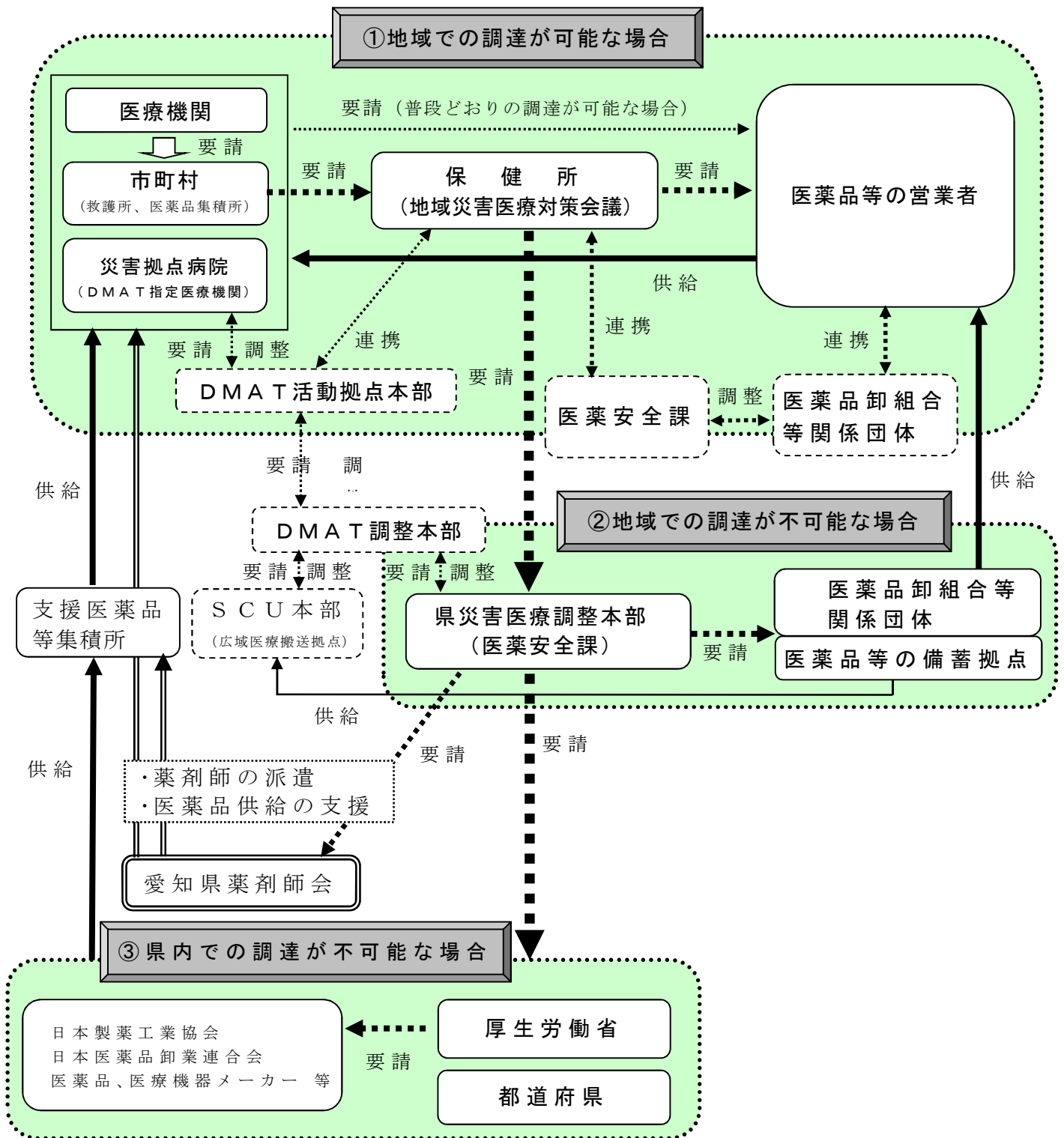
災害時の保健活動を的確及び効果的に実施するために、災害時要配慮者の確認、健康福祉ニーズの把握のための健康調査、被災によるこころのケアに関する調査、孤独死予防のための健康調査、被災後、在宅において生活する住民に対する健康相談、地域の衛生環境・健康等のニーズを集約・分析する役割を担う。

5 医薬品等の確保体制

(1) 医薬品等の確保、供給の基本的な考え方

医薬品等の確保については、流通を通じた確保をベースとするが、発災直後においては被災により流通が十分に機能せず、医薬品等の確保に支障が生じることも想定されることから、「災害時における医薬品等供給マニュアル（愛知県健康福祉部保健医療局医薬安全課）」に基づき、関係機関が連携して備蓄あるいは流通を通じた確保を図る。

- 各市町及び災害拠点病院等は、平常医療用と併せ、発災後の医療活動用に必要な医薬品等の備蓄を行う。
- 医薬品等の供給について、平常時と同様に医療機関と医薬品等販売業者の間で供給が行われている場合は、災害時にあってもそれを優先する。
- 発災後の医療救護活動に必要な医薬品等は、可能な限り最寄りの医薬品等販売業者から調達することとし、災害の状況等により不足する場合は、災害拠点病院を除く医療機関等は市町へ医薬品の調達を要請する。
- 市町は、可能な限り自らが備蓄している、又は調達した医薬品等で対応する。
- 会議は、発災後、知多半島医療圏内の医薬品等販売業者の被害状況等を速やかに把握する。
- 市町、災害拠点病院における医薬品等の調達が不能又は医薬品等が不足する場合であって、会議が市町、災害拠点病院から医薬品等について調達の要請を受けた場合、会議は県災害医療調整本部（愛知県医薬安全課）に連絡するとともに、可能な限り知多半島医療圏内で調整を行う。
- 会議は、知多半島医療圏内の医薬品等販売業者からの供給等が不能である場合は、県災害医療調整本部（愛知県医薬安全課）に供給を要請する。
- 災害拠点病院は、DMATが主導している場合等、DMAT活動拠点本部を通じたルートで医薬品等の供給を要請することもできる。
- 県災害医療調整本部（愛知県医薬安全課）は、発災後、県内の医薬品等販売業者の被害状況等を速やかに把握するとともに、愛知県医薬品卸協同組合、中部衛生材料協同組合、愛知県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部、東海歯科用品商協同組合愛知県支部に対し必要となる医薬品等の供給を要請する。



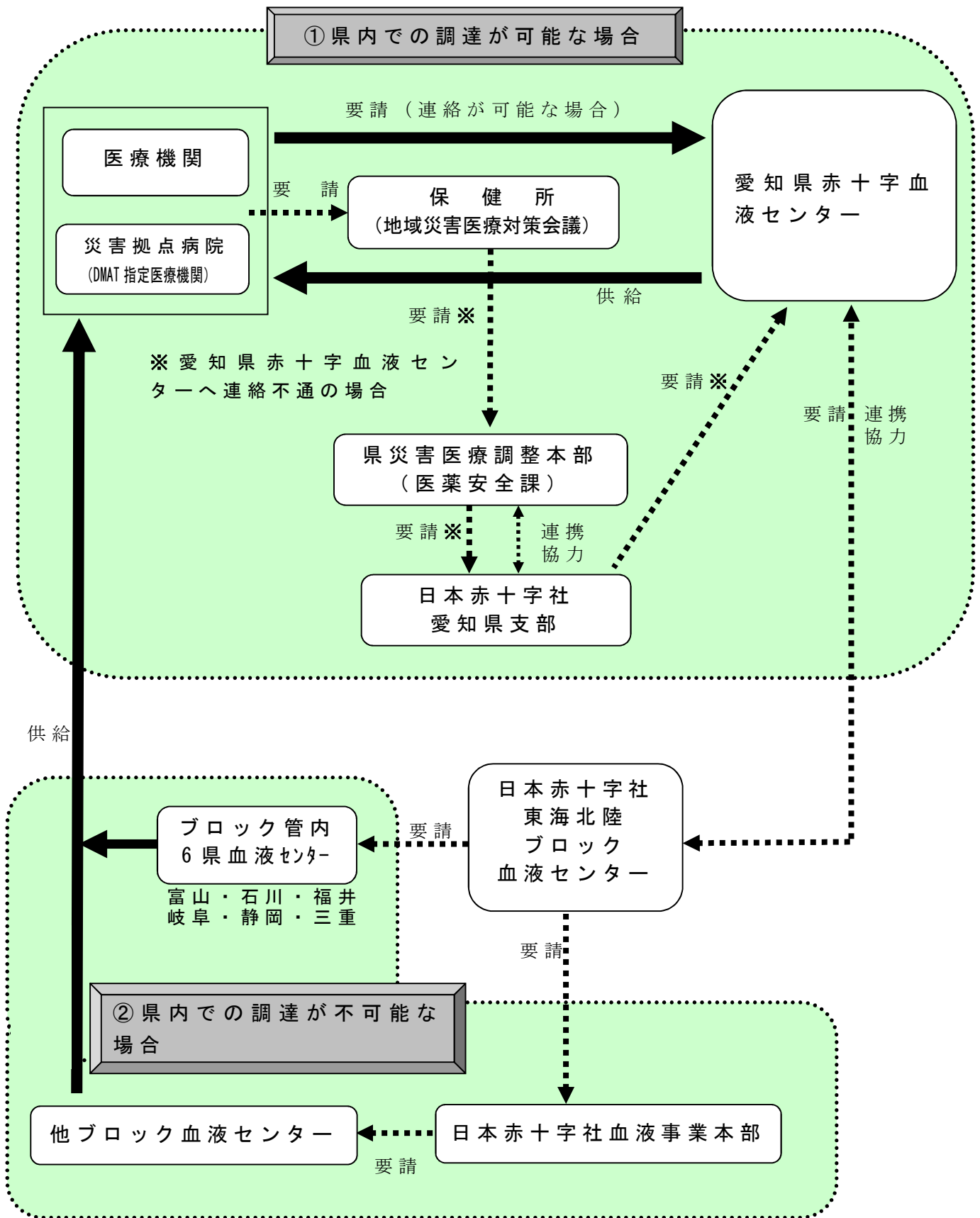
災害時における医薬品等の供給要請ルート(概要)

(2) 血液製剤の確保体制について

- 県は、災害発生後速やかに県内血液センターを始めとする献血ルーム等の被災状況及び必要とされる血液量を把握するとともに、血液センターと連携を図り、血液製剤を確保し、供給する。
平常時と同様に医療機関と血液センターの間で血液製剤の供給が行われている場合は、災害時にあってもそれを優先する。
血液センターの被災等により連絡が不通の場合は保健所から県災害医療調整本部（医薬安全課）を通じて日本赤十字社愛知県支部へ要請する。

- 血液製剤の県内確保が困難な場合には、県から愛知県赤十字血液センターを通じ東海北陸ブロック血液センターへ要請し、県外からの血液製剤の導入を図る。

- 県は、通常の輸送体制がとれない場合は、防災ヘリコプターを出動させるとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、血液製剤の空輸を行う。
県は県外から血液製剤の導入を図る際に通常の輸送体制が取れない場合は、調達先の都道府県に対し輸送への協力を要請する。



災害時における血液製剤の供給要請ルート(概要)

6 傷病者等の搬送体制

- 知多半島医療圏内における傷病者等の搬送は、主な搬送手段である救急車の台数以上の搬送必要患者が予想されるため、市町、病院及び会議等関係機関が連携し、車両及びヘリコプター等考えうるあらゆる手段を使って行う。
- 透析医療は、大量の水、電気、医療スタッフ、医薬品等の確保が必要であり、情報収集や搬送手段の確保等が2次医療圏内では困難な場合も想定されることから、県災害医療調整本部を中心とした調整を行う。

東日本大震災時には、透析医会ネットワークによる透析医療機関の調整及び自衛隊のヘリコプターによる透析患者搬送が行われた。

血液透析の治療1回に必要な水は通常120～150ℓである。一方、必要な飲料水は1日1人当たりの3ℓといわれている。

- 知多半島医療圏を越える傷病者等の搬送が必要な時は、県災害医療調整本部に医療に関する調整及び支援を要請する。
- 半田運動公園は、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（平成27年3月30日）内閣府」において、広域応援部隊の活動に必要な拠点「救助活動拠点」のうち、「航空機用救助活動拠点(*)」として、発災後速やかに利用できるよう候補地の一つとして明確化された。
 - * 航空機用救助活動拠点：甚大な津波被害が想定される地域にて、大規模な空からの救助活動のために活用することが想定される拠点
- 今後、前線型SCU設置の具体化を検討する。
- 平時より、関係機関は、緊急通行車両等事前届を行うよう努める。

大規模災害における道路状況

1km

大規模災害発生直後想定される通行不可

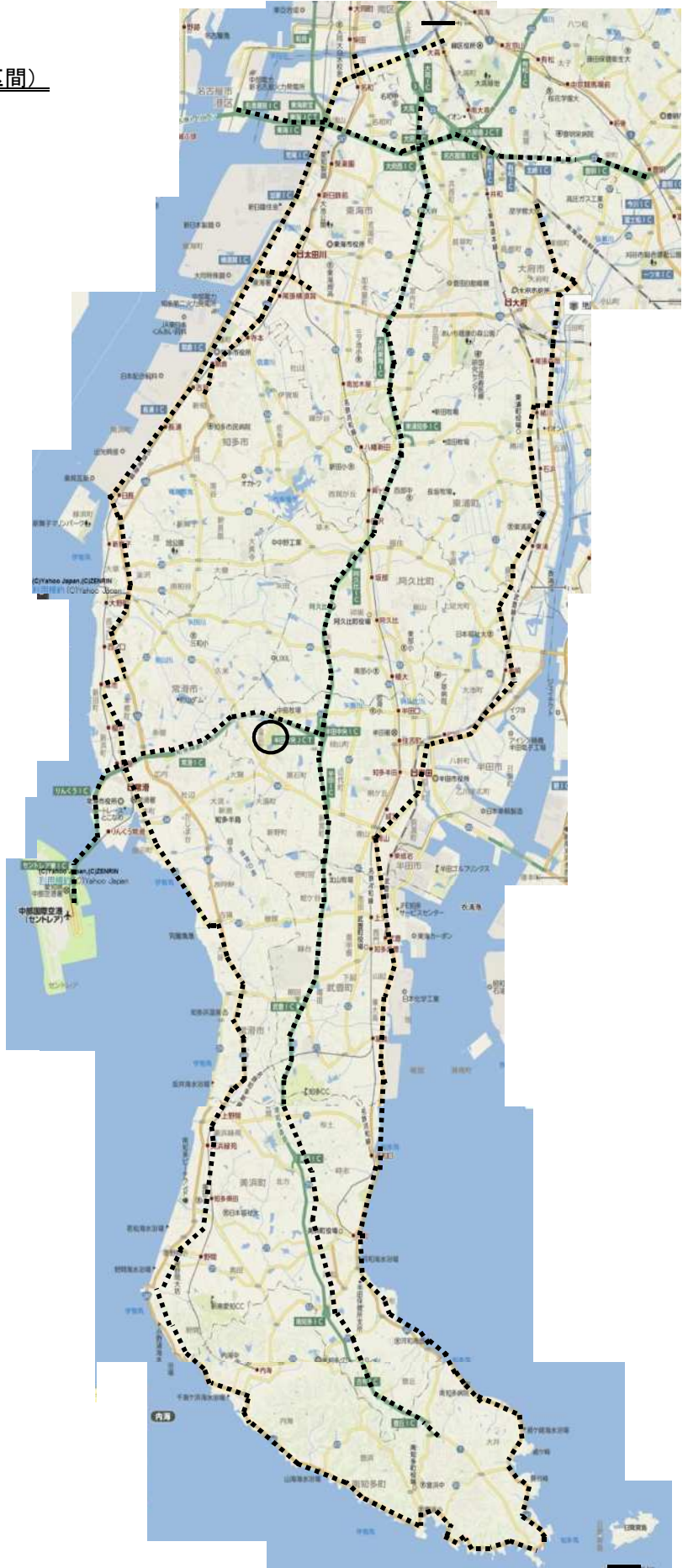
道路状況（..... 区間）

- ・ 知多半島道路：全線
- ・ 知多横断道路(セントライン)：全線
- ・ 伊勢湾岸自動車道：全線
- ・ 国道 247 号線：全線
名和北～下畑を除く
多屋～西浦南小東を除く
- ・ 国道 366 号線：全線
- ・ 西知多産業道路：全線
- ・ 国道 155 号線：
横須賀 IC～横須賀小学校北
- ・ 地方道 252 号線
北畑～新舞子～多屋町
5～木場～西浦南小東
- ・ 地方道 275 号線：
美浜町役場～河和駅前

* 上記の道路は、第1次緊急輸送道路あるいは第2次緊急輸送道路に該当しているが、防災学習システムより、津波による浸水又は液状化により、通行不可と予測される。

また、高速道路は、発災直後、道路法第46条に基づき道路管理者による通行止め、道路の損壊等に関する調査、通行可能路線の把握・警察庁への情報集約、警察庁による路線選定・緊急通行路の通知・災害対策基本法第76条に基づく通行禁止規制の実施がされ、緊急通行路として走行できるまでに時間がかかると想定される。

○半田運動公園



7 公衆衛生対策

発災直後においては、緊急医療が中心であるが、時間の経過に伴い、医療機関の支援、慢性疾患治療、被災者の健康管理が中心となってくる。

公衆衛生対策についても、主に中長期以降の対策であるが、活動に向けた人員や物資の確保、活動に必要な情報の収集等は、発災直後から取り組むこととなる。

(1) 保健活動

発災時から復旧・復興期まで全期間を通して住民の健康支援の役割を担う必要があり、発災直後の救命・救護をはじめ、感染症の予防・慢性疾患などの健康管理、衛生環境の改善など、公衆衛生看護活動を展開していく。

活動に際しては、被災地域の関係者と十分な連携をとって進めていく。詳細は、「愛知県災害時保健師活動マニュアル」参照。

(2) 感染症対策

感染症発生状況及びその兆候の把握に努め、状況に応じたまん延防止対策を的確に実施する。保健衛生上必要な公衆浴場等生活衛生関係施設の把握と情報提供を行う。

(3) 食品衛生対策

避難所等を巡回し、食品取扱者及び被災地の住民等に対し食品の衛生的な取り扱いについて指導及び啓発を行うとともに、救助食品について現場検査及び収去検査を実施し、不良食品の一掃に努める。

また、被災地の食品営業施設の被災状況を把握し、復旧整備について指導を行う。

なお、必要に応じて、一般社団法人愛知県食品衛生協会へ協力を依頼する。

(4) 水・衛生対策

安全で衛生的な十分な量の水の確保が基本である。直ちに市町の水道施設の被害等断減水状況の確認、被害の早期復旧支援、避難所への臨時給水等の水道事業者指導を重点に行う。

(5) 口腔ケア（歯科口腔保健活動）

被災状況や被災地域のニーズなどの情報収集に努め、関係機関と連携を取りながら、マンパワーや資源の確保・調整を図り、他職種とともに避難所等における巡回健康相談等、時期に応じた口腔ケア支援活動を実施し、住民の安全と生活の確保に努める。

詳細は「災害時口腔ケア支援活動ハンドブック」参照。

(6) DPAT

被災時には、被災によって生じる新たなストレスを抱えるなど、心理的・精神的問題が増加しやすい。平常時の保健・医療では対応が困難なことも予測され、一般住民はもとより、支援に当たる医療関係者や被災者ケアに当たる人々の心のケアが必要となる。

被災地域の関係機関と連携し、地域の既存の精神保健福祉の資源を活用しながら、また、必要に応じて心のケアチームを活用して、避難所や在宅の精神障害者への対応を支援する。
詳細は「災害時心のケア活動の手引き（愛知県障害福祉課こころの健康推進室）」参照。

（７）栄養・食生活支援

市町からライフラインの損壊状況、被災者の食支援状況、関係団体（栄養士会等）への食支援に関する人材要請の有無などの情報収集、管内住民の健康（栄養）課題の検討を行う。

また、本庁との連携を取り栄養指導員（行政栄養職員）等の派遣要請の検討を行う。

（８）毒物劇物事故対策

発災直後から概ね1か月までに、毒物劇物による保健衛生上の危害を防止するため、毒物劇物大量保管施設等の被害状況及び毒物劇物事故発生に関する情報収集を行い、その後必要に応じて監視、指導を行う。

8 災害時要配慮者対策

市町においては、「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル（愛知県地域福祉課）」を参考に要配慮者対策を実施する。

また、県においては、会議を通じて市町と協力して医療の必要な要援護者の対応を支援する。

（1）難病患者対策

■人工透析患者

- 市町は、人工透析患者に最寄りの救護所に集合することを周知する。
- 県災害医療調整本部は、県透析医会等を通じて把握した透析可能医療機関の情報を、会議を通じて市町に提供する。
- 会議は、市町と連携して透析を行うために搬送が必要な患者の情報収集に努め、知多半島医療圏内の施設で対応が困難な場合は、県災害医療調整本部に支援を要請する。
- 平常時より、会議の事務局は、管内の透析施設の情報把握に努める。

【参考：知多半島医療圏内各市町の透析患者数】

(人)

	男	女	合計	人口	1万人対比
半田市	141	102	243	116,969	20.8
常滑市	70	51	121	56,822	21.3
東海市	167	90	257	112,136	22.9
大府市	105	64	169	89,294	18.9
知多市	110	74	184	84,779	21.7
阿久比町	42	24	66	27,820	23.7
東浦町	76	46	122	49,146	24.8
南知多町	35	15	50	18,595	26.9
美浜町	32	21	53	23,543	22.5
武豊町	57	25	82	42,554	19.3
知多半島5市5町	835	512	1,347	621,658	21.7
愛知県	11,273	6,263	17,536	7,489,608	23.4

出典：「慢性腎不全患者の実態（平成27年末）」公益財団法人愛知腎臓財団

■在宅人工呼吸器使用者

在宅人工呼吸器使用者については、停電等で電気の確保が困難な場合において、在宅であるために専門的な支援を迅速に得られないことが想定される。

そうした、支援の必要な患者の情報については、市町の要配慮者対策における情報収集体制と連携するほか、かかりつけの医療機関や訪問看護ステーションから情報を収集するなどして、迅速に情報を収集する必要がある。

また、停電時への対応として、患者を一時的に集約して対応を行う際には、医療機器、搬送手段、場所の確保については2次医療圏のみでの対応が困難な場合も想定されることから、県災害医療調整本部を中心とした調整を行う必要がある。

- 会議は、市町や関係機関と連携して、情報収集を行う。
- 会議は、搬送等の対応が必要な患者の情報について、市町と連携して収集に努め、知多半島医療圏内の施設では対応が困難な場合は、県災害医療調整本部に支援を要請する。
- 県災害医療調整本部は、必要な医療資器材や搬送先を確保するとともに、県災害対策本部内で搬送手段を確保するなどの、必要な調整を行う。
- 平常時より、地域におけるかかりつけの医療機関や訪問看護ステーションとの連携体制の構築に努める。
- 知多半島医療圏内の指定難病特定医療費受給者のうち、筋萎縮性側索硬化症(A L S)は27人、ミトコンドリア病は1人である(平成30年1月現在)。
- 半田保健所及び知多保健所で把握している在宅人工呼吸器使用者は17人である(平成30年1月現在)。

(2) その他の者への対策

市町は、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等が避難所で、医療が必要になった時には、主に医療救護所に対応する。

その他要配慮者のうち医療の必要な者の対策については、会議において、市町の行う対策の支援を図る。

9 検視検案体制

○ 主な機関の役割（県計画）

■ 市町村

- ・ 遺体捜索、搬送
- ・ 遺体安置所の設置・運営
- ・ 遺体の処理及び一時保存

■ 県

- ・ 市町村の支援調整（必要物資、応援要員、搬送手段確保など）
- ・ 県警察本部と連携した、県医師会への検案の依頼

■ 県警察本部

- ・ 検視の実施及びその調整
- ・ 必要に応じて県歯科医師会に応援を要請

■ 県医師会

- ・ 検案の実施及びその調整

■ 県歯科医師会

- ・ 身元確認の協力及びその調整

●参考 知多半島医療圏内の火葬場における処理可能件数

(平成30年2月現在)

運営市町	名称	平時可能火葬数 (件/日)	死者想定数 (人)	所在地	TEL	FAX	火葬炉数	使用燃料
半田市	半田斎場 (知多中部広域事務組合)	16 [24]	約 900 約 200 約 500	半田市鶴ノ池町19番地 (半田市東洋町1丁目6番地)	0569-27-8700 (0569-21-0119)	0569-27-8701 (0569-22-7420)	8	都市ガス
武豊町	知北斎場 (知北平和公園組合)	14 [21]	約 400 約 200 約 300	大府市桜木町五丁目113番地	0562-48-5511	0562-48-5510	8	都市ガス
知多市	知多斎場 (知多市環境政策課)	7 [15]	約 400	知多市大興寺字刀池56番地 (知多市緑町1番地)	0562-55-0539 (0562-36-2661)	(0562-55-0539)	5	灯油
常滑市	常滑市営火葬場 (常滑市生活環境課)	6 [12]	約 500	常滑市字高坂23番地の35 (常滑市新開町4丁目1番地)	0569-34-3168 (0569-47-6115)	0569-34-3168 (0569-35-3939)	3	灯油
美浜町	知多南部衛生組合火葬場 (知多南部衛生組合)	4 [6]	約 400 約 1,800	知多郡美浜町大字河和字道士282番地の1 (知多郡南知多町大字内海字榎木77番地の1)	0569-82-1303 (0569-62-0402)	(0569-62-2880)	2	重油
	合計	47[78]	約 5,600				26	

* 知多中部広域事務組合は半田市・阿久比町・武豊町・東浦町で組織されているが、東浦町の火葬場業務は除かれている。

* 死者想定数は、愛知県防災会議地震部会「平成23年度～25年度」愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査における「理論上最大想定モデル」による想定。

* 各火葬場は、「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」を締結している。

* () は、事務連絡先

* [] は、最大可能火葬数